

【ドイツ】動物飼育表示法の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2025 年 7 月、豚の飼育方法に関する表示を生肉の商品に付す義務について、その開始を同年 8 月から 2026 年 3 月に延期すること等を内容とする動物飼育表示法の改正法が公布された。

1 改正法の制定の経緯

ドイツでは、畜産品の選択の際に、家畜がどのような状態で飼育されていたかを基準にする消費者が増加しているとされる¹。このような動物福祉の意識の向上に応え、食品企業に対し、動物に由来する食品について動物の飼育方法に関する表示を義務付ける動物飼育表示法²が 2023 年に制定された。同法第 3 条によると、同法の規制の対象は、附則第 2 に掲げる動物に由来する、附則第 1 に掲げる食品（以下単に「食品」という。）とされ、附則第 2 には「豚」、附則第 1 には「生肉」のみが掲げられている。そのため、現在の規制対象は生の豚肉に限られるが、今後、生肉以外の加工品や牛肉や鶏肉にも拡大される予定とされる³。制定時の同法によれば、2025 年 8 月以降に流通する食品について、動物の飼育方法に関する情報として、「畜舎（Stall）」、「畜舎＋スペース（Stall+Platz）」、「開放型畜舎（Frischlufstall）」、「運動場／放し飼い（Auslauf/Weide）」、「有機（Bio）」⁴のいずれかの表示を付さなければならないものとされた。しかし、経済界から、この期限での法律の実施は困難であるとの見解が示され、同年 3 月の州農相会議で義務化の始期の延期が連邦政府に対し要請された。

こうした要請に応え、2025 年 6 月 3 日、与党会派のキリスト教民主／社会同盟と社会民主党は、表示の義務化の始期の延期等を内容とする動物飼育表示法の改正案を連邦議会に提出した。改正案は、同月 26 日に連邦議会で可決され、同年 7 月 22 日に公布された（翌日施行）⁵。

2 改正法の内容

上記のとおり、今回の改正の主な目的は、表示義務の開始を遅らせることにあったが、消費者への飼育方法に関する情報提供の保障という法律の目的に照らして改善すべき点があるとし、その他の点についても幾つか改正が行われた。以下、条名は、動物飼育表示法のものを指す。

(1) 表示義務の始期の延期

改正前は、食品を消費者に提供する企業が当該食品について飼育方法に関する表示を行う義務は、2025 年 8 月 1 日より前に流通していた食品については適用されないと規定されていた

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ BT-Drs. 20/4822, S.1.

² Tierhaltungskennzeichnungsgesetz vom 17. August 2023 (BGBl. 2023 I Nr. 220)

³ BT-Drs. 20/6498, S.36. この方針については、政権交代により堅持されるかどうかは不透明であるとする報道がある一方（„ROUNDUP 2: Mehr Fleisch aus besserer Haltung in den Supermärkten,“ *Handelsblatt*, 2025.1.16. <<https://www.handelsblatt.com/dpa/roundup-2-mehr-fleisch-aus-besserer-haltung-in-den-supermaerkten/30171294.html>>）、従来の方針のまま進められるとの見通しを示す報道もある（„Nur ein kleiner Schritt fürs Tierwohl,“ 2025.7.31. *Deutschlandfunk website* <<https://www.deutschlandfunk.de/tierhaltung-artgerecht-tierwohl-tierleid-tierhaltungskennzeichen-100.html>>）。

⁴ 「畜舎」から「運動場／放し飼い」までの表示の区分は、附則第 4 に規定する基準（豚 1 頭当たりの床面積や戸外に開放された面が畜舎にあるか否かといった基準）に基づく。「有機」の表示は、有機農産物に関する 2018 年の欧州連合の規則（Regulation (EU) 2018/848）第 35 条第 1 項に基づく認証を受けた食品に付される。

⁵ Erstes Gesetz zur Änderung des Tierhaltungskennzeichnungsgesetzes vom 17. Juli 2025 (BGBl. 2025 I Nr. 165)

が、この日付を 2026 年 3 月 1 日に変更した（第 40 条第 2 項）。

（2）非包装食品について簡略表示を行う場合の条件の変更

包装された食品については包装本体上又は包装に貼付されたラベル上に飼育方法に関する情報を表示するものとされ（第 7 条第 1 項）、非包装食品（量り売りなど販売時に包装されていない食品）についてはプレート（Schild）を付置する方法で表示を行うものとされている（第 9 条第 1 項）。第 9 条第 2 項は、非包装食品に関する簡略表示⁶を認めており、改正前の同項では、簡略表示を行う場合には、食品の近傍又は販売所における掲示板において、飼育方法に関する書面による一般的な説明を掲示するか（第 1 号）、消費者の要望に応じて当該説明を提供することを告知しなければならない（第 2 号）と規定されていた。今回の改正により、当該説明については、書面の形式でも、電子的な形式でもよいこととなった。

（3）監視員による検査

改正前の第 34 条第 1 項では、動物飼育表示法の違反の十分な疑いがある場合に、所管官庁の委託を受けた監視員が、動物飼育施設や事業所への立入検査を行い、商品生産に関する文書等の提出を要求すること等ができると規定されていた。今回の改正により、「違反の十分な疑いがある場合」という要件が削除された。

（4）監督官庁

今回の改正により、動物保護、食料の監視及び家畜取引令⁷第 26 条に規定するデータ（家畜飼育業者に関するデータ）の収集を所管する官庁は、動物飼育表示法の遵守状況を監督する官庁の任務遂行に必要なデータを、当該官庁の要請に基づき提供するものと規定された（第 37 条）。これにより、当該官庁の効率的な監督が可能になるとされる⁸。

3 附帯決議

この改正法の可決に際し、連邦議会の農業・食料・郷土委員会において、附帯決議が附された⁹。附帯決議においては、①消費者の判断基準として信頼できる、食品の由来及び家畜の飼育条件に関する明瞭な表示の促進、②全国的に統一された基準カタログ¹⁰（特に、「畜舎＋スペース」と「開放型畜舎」の区分）の作成、民間の表示システム¹¹とのデータ連携等を視野に入れた動物飼育表示法の更なる改正、③外国から持ち込まれた飼育用動物に関するドイツ法の遵守（特に、麻酔による子豚の去勢、ケージに関する基準など）の確保、④畜舎の建て替えに対する連邦の助成基準の策定、⑤ドイツの農業の競争力確保を目的とした欧州レベルでの同種の表示制度の確立の促進が連邦政府に対して要請された。

⁶ 表示については、附則第 5 第 1 号に様式が定められ、第 2 号において、表示に使用すべき色、デザイン、フォントサイズ、文字と図の比率等が細かく規定されているが、簡略表示については、第 2 号の条件の一部（白黒 2 色での表示及び最低限必要とされる大きさのフォントサイズ）に従ってさえいけば、第 1 号の様式にとらわれずに飼育方法に関する情報を表示してよい。

⁷ Viehverkehrsverordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Mai 2020 (BGBl. I S.1170)

⁸ BT-Drs. 21/327, S.11.

⁹ BT-Drs. 21/555, S.3-4.

¹⁰ 前掲注(4)に示したとおり、区分に関する基準は、動物飼育表示法附則第 4 で定められているが、各州において、その適用の際の指針を注記した一覧表である「基準カタログ（Kriterienkatalog）」が作成されている。例えば、バイエルン州では、同州の「基準カタログ」を次のサイトで公開している。„Tierhaltungskennzeichnungsgesetz“, 2025. 7.31. バイエルン州健康・食品安全庁ウェブサイト <https://www.lgl.bayern.de/tiergesundheit/tierschutz/tierhaltung_nutztiere/thkg/index.htm#kriterien>

¹¹ 「動物福祉イニシアティブ（Initiative Tierwohl）」などの民間団体が既に独自の表示システムを開発している。